

環境税をめぐる最近の状況

平成17年度の税制改正に関する答申（抄）

（平成16年11月）

税制調査会

二 個別税目の課題

7. 地球温暖化問題への対応

地球温暖化対策の国際的枠組みとして、温室効果ガス排出量の削減目標を定めた京都議定書が、来年2月に発効する。これに伴い、日本の国際的責務が現実的なものとなる。こうした中で、わが国における排出量は民生・運輸部門を中心に年々増加しており、その削減のため、早急に追加的な対策を検討することが求められている。

その一環として、いわゆる環境税導入の是非については、国・地方の温暖化対策全体の中での具体的な位置付けを踏まえて検討せねばならない。現時点では、他の政策手段との関連において、環境税の位置付けは必ずしも明らかでない。来年3月までに行われる「地球温暖化対策推進大綱」（平成14年3月）の見直し作業を通じ、京都議定書の目標達成を念頭に、環境税の果たすべき役割が具体的かつ定量的に検討されることが必要である。

環境税の役割としては、本来、価格インセンティブを通じた排出抑制効果を重視すべきであろう。他方、追加的な温暖化対策の財源確保により重点をおいて環境税を活用することについては、既存の温暖化対策予算との関係、税収の用途を特定することの是非を慎重に検討する必要がある。

環境税は、国民に広く負担を求めることになるため、その導入を検討する際には、国民の理解と協力が不可欠である。国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存のエネルギー関係諸税との関係、その他税制全体の中での位置付けなど、多岐にわたる検討課題がある。今後、温暖化対策全体の議論の進展を踏まえ、環境税に関する多くの論点をできる限り早急に検討せねばならない。

環境税の骨子

自由民主党
環境部会・農林水産部会

趣旨	<ul style="list-style-type: none">・企業、家庭等全ての主体に対して、二酸化炭素(CO₂)排出量に応じた公平な地球温暖化対策への参加を求める。・温暖化対策に税収の全額を充てる。 <p>〔 京都議定書の目標達成のための温室効果ガス排出抑制対策や森林吸収源対策に用いる。また、技術開発や環境教育などの中長期的な温暖化対策の強化を図る。〕</p>
課税対象	全ての化石燃料と電気
課税段階	精製所からの蔵出し段階： ガソリン、軽油、灯油、LPG 最終消費段階： 石炭、重油、天然ガス、都市ガス、電気、ジェット燃料
税率	3,000円/炭素トン ・電気 0.31円/kwh(全国平均)、ガソリン1.9円/リットル 等 (平均的家計の負担： 約3,700円(月額約310円)) ※なお、電気については、原子力・水力・火力等、発電の構成の違いにより、税率を調整する。
税収額	6,000億円

<p>軽減措置</p>	<p>○国際競争力の確保、産業構造の激変緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄鋼等製造用の石炭、コークス、農林漁業用A重油等は、免税。 ・ エネルギー多消費型製造業に属する企業が消費する石炭、重油、天然ガス、電気、都市ガスについて、一定の削減努力が行われている場合、軽減または還付。 ・ 運輸事業対策として、軽油等について軽減。(税率1/2) <p>○低所得者、中小企業等への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気、都市ガスについて、免税点等を設定。 ・ 中小企業に配慮し、小口事業所において消費する石炭、重油、天然ガスは、非課税とする。 ・ 寒冷地や低所得者等に配慮し、灯油及びLPGについて軽減。(税率1/2) <p>○二重課税の回避 発電用石炭等の免税</p>
<p>使途</p>	<p>税収の全額を地球温暖化対策の財源とする。 (森林対策等、地方公共団体における地球温暖化対策として、税収の一部を譲与)</p>
<p>実施時期</p>	<p>平成18年1月 ※5年後を目途に効果を検証し、税率・税収の使途等について見直しを行う。</p>
<p>効果</p>	<p>CO2削減量 6,500万トン(基準年比約5%)</p>